

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

島原市長

公表日

令和3年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務について同情報を取り扱う。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第一30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第25条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二第42項 ・別表第二省令第25条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 保険健康課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 TEL0957-63-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険健康課長 森本 一広	保険健康課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月27日	I 関連情報 7. 請求先	市長公室 政策企画課	市長公室 政策企画課 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 Tel.0957-63-1111	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成27年9月18日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	(新設)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務について同情報を取り扱う。	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項及び別表第一30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条	1 番号法第9条第1項及び別表第一30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第25条(情報照会の根拠) ・番号法別表第二第42項 ・別表第二省令第25条	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第25条(情報照会の根拠) ・番号法別表第二第42項 ・別表第二省令第25条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点 2. 取扱者数 時点	令和2年年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第25条(情報照会の根拠) ・番号法別表第二第42項 ・別表第二省令第25条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の1、2、3、4、5、26、27、42、62、80、87及び93の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第1条、第2条、第3条、第25条(情報照会の根拠) ・番号法別表第二第42項 ・別表第二省令第25条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	番号法改正に係る記載内容の修正